

療育支援機関の状況

児童発達支援センター：地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設

医療型児童発達支援センター：肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象とする児童発達支援センター

障害児等療育支援事業：在宅の重症心身障害児(者)等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図り、都道府県域の療育機能との重層的な連携を図る

